

(別紙)

## 繰越前提工事に関する特記仕様書

- 1 本工事の当初契約工期は、契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までであるが、繰越明許予算に関する議会議決承認が得られた場合には、直ちに工期の変更契約を行うものとする。(変更する場合の工期 180 日間)  
なお、議会で否決された場合は、令和 5 年 3 月 31 日をもって工事を打ち切り、契約を終了するものとする。
- 2 工事に必要な数量・日数・経費等については、全体工事（工期 180 日）分を当初契約時点で適切に計上しているため、繰越の議会承認に伴う変更は契約工期の変更程度とし、工事金額については変更の対象としない。  
ただし、繰越手続きが議会で否決され、令和 5 年 3 月 31 日をもって工事を打ち切り、契約を終了する場合には、出来形部分とそれに対する諸経費について、当初契約工期に基づいて算出した金額にて変更契約を締結し、清算する。
- 3 加茂市財務規則別記建設工事請負基準約款第 4 条第 1 項に定める工程表及び公共建築工事標準仕様書に定める施工計画書に記載する実施工程表については、変更する場合の工期 180 日間における工程表を提出すること。